

よくあるお問合せについて(追加)

番号	ご質問内容	回答
1	同一のサブ課題に対し、一社が、二つの異なる提案を応募することは、可能でしょうか。	1社が同一のサブ課題や研究開発テーマに複数応募することも可能です。 防災科研の公募以外の他の競争的研究費制度等も含め、過度な重複、過度な集中に当たると判断される場合は、採択時に調整させていただく場合もございます。 ※公募要領92P「不合理な重複・過度の集中に対する措置」もご参照ください。
2	サブ課題Aに対して研究推進担当者のロール及び共同研究者としてご提案することを考えております。その場合に、同一の担当者が研究推進担当者として研究者を兼務することは可能でしょうか。	同一の担当者が、研究者と研究推進担当者を兼務することは可能です。
3	SIP - 様式11の誓約書ですが、これは押印不要という理解でよろしいでしょうか。	様式11誓約書については押印必須ではございません。 なお、国立大学法人、国立研究開発法人及び地方自治体は提出不要です。
4	1. 研究開発構想の(7)に、「各年度の産業界等からの資金見込額」とありますが、もし参加企業から人的貢献がある際には、人的貢献を金額換算等して文章の末尾等に記載する必要がありますでしょうか。	企業からの人的貢献がある場合、(7)「各年度の産業界等からの資金見込額」に記載願います。
5	・誓約書の提出について 公募要領 p 6 1において「62～88ページの記入要領に伴い、提案書を作成してください」とあり p 87～8 8 が誓約書様式ですので、誓約書様式は提案書に含まれると考えてよろしいでしょうか。 この場合、提案書申し込み時点となります。 しかし、公募説明会質疑応答では「誓約書は契約を締結した研究機関毎に提出いただきます。」とされており契約後提出と読み取れます。いずれでしょうか。	提案書様式11における誓約書については、記入要領記載のとおり、機関毎に用紙を分けて作成いただく必要があり、応募申請者名として、所属する機関の代表者（代表取締役、学長、理事長等）名を記載としておりますが、同一法人が複数の共同研究開発機関を立ち上げ、応募申請者名が同じとなるのであれば1枚で結構です。
6	研究推進担当者を複数の研究機関に配置した場合、それぞれに人件費を計上してよろしいでしょうか。	研究推進担当者を複数の機関に配置した場合、機関それぞれに人件費を計上することが可能です。 但し、複数者を複数機関に配置することの合理的理由をお伺いする場合もあります。
7	1. 利用する地形データや社会データの作成を外部企業等に外注・購買することは可能でしょうか。 (※プログラムに関して同様の質問があり、研究開発要素を含まない請負契約であることが前提で可能とあります) 2. 上記のデータ作成を外注・購買する相手が共同研究開発機関または協力機関であることは可能でしょうか。	1.発注は可能ですが、競争原理（相見積りや入札制）の積極的な導入、発注先の妥当性が求められます。 2.研究開発要素を含まない請負契約で外注・購買する場合、相手方は共同研究開発機関又は協力機関でも可能ですが、1の回答同様、競争原理（相見積りや入札制）の積極的な導入、発注先の妥当性が求められます。 1,2にいずれにおいても、事務処理説明書(企業用)18Pをご確認ください。
8	公募要領P28には「研究開発責任者の所属機関に帰属させる」と書かれております。 フォアグラウンド知財権の取扱い ○フォアグラウンド知財権は、原則として産業技術力強化法第 17 条第 1 項を適用し、発明者である研究開発責任者の所属機関（委託先）に帰属させる。  公募要領を見る限りではサブ課題を包括で提案する場合、包括で提案する研究開発機関に属する者が研究開発責任者になるかと思えます。これですと共同研究機関はフォアグラウンド知財権を持っていないことになってしまいますが、この解釈は正しいのでしょうか？  一方、委託研究契約書（案）には （知的財産権の帰属） 第 1 1 条 甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、研究成果に係る知的財産権（以下「本知的財産権」という。）を乙から譲り受けないものとする。 と書かれており、研究推進法人とそれぞれ個別に契約する共同研究機関が知的財産権を持つようになっています。  どのように解釈すればよいのかご指導ください。	知財に関しましては「発明者が所属する機関に帰属する」とご理解下さい。  公募要領P28の記載は、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「知的財産の扱いに関する運用指針」より引用した箇所であり、公募要領では、包括で提案する研究開発機関に属する者を「研究開発責任者」と示していたため、混乱と誤解を生じさせていました。 契約書および事務処理説明書では、公募要領にある「研究開発責任者」は「研究責任者」として定義しています。
9	(7)「各年度の産業界等からの資金見込額」について、 例えばSIPで設置するWGに協力機関として産業界の人が参画し助言など受ける場合に、 (ケース1) その人への謝金や旅費をSIP予算から支払う場合でも「人的貢献」として積算して記載するのか、 (ケース2) 仮にSIP予算からの負担なく無償で参加する場合は、その人の人件費・旅費相当分を概略積算して記載することになるのでしょうか。	産業界等がSIP計上経費以外で当該委託研究開発に対して人的貢献等も含めた自己負担している分となります。従って、お示しいただいているケースでいうと、ケース2の場合が該当いたします。
10	応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は1ファイルで、最大容量は 10MB です。 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。 一方で、企画提案書様式3はエクセル形式のファイルであり、申請書の青字の注意書きには「別添 Excel 様式にて提出してください」と書かれています。Excel 様式の提出は必要でしょうか？	PDF形式に変更のうえアップロードしてください。
11	1. 研究推進担当者を共同研究機関から出す場合、当該人の人件費は研究開発機関から支出を予定すべきか、或いは、共同研究機関からの予算に計上すべきか、いずれが正しいのでしょうか。 2. 本務先のある人に研究推進担当者を兼務してもらう場合、人件費は共同研究機関に計上するのでしょうか、或いは、研究開発機関にて計上するのでしょうか、例えば、協力機関を本務先とする人に研究推進担当者を担ってもらう場合を想定しております。	1. 研究推進担当者を共同研究機関から出す場合の人の人件費の計上 共同研究機関に予算計上して下さい。 2. 本務先の研究推進担当者の人件費の計上 研究推進担当者が所属する研究機関（研究開発機関もしくは共同研究機関）に予算を計上して下さい。 ただし、当該人の本務先が協力機関である場合は研究推進法人との間に委託契約は締結されませんので、研究推進法人から協力機関への原資は手当されません。
12	問1：契約上は単年なのか複数年なのでしょうか。 問2：契約内容の変更可能でしょうか。	1：複数年度契約（2か年度）の単年度更新（変更契約）です。 詳細は、委託研究契約事務処理説明書（企業等）P5～をご参照下さい。 2：変更契約より見直し可能な第1条以外の内容は基本変更できません。